

次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画を策定しましょう！

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のために、国、地方公共団体、事業主それぞれの果たすべき役割等を定めた「次世代育成支援対策推進法」が平成17年4月1日から施行されています。この法律では、国や地方公共団体による取組とともに、事業主にも労働者が仕事と子育てを両立させることができるような雇用環境整備のための行動計画を策定・実施していただくこととしています。

一般事業主行動計画の策定義務について

- (1) 301人以上の労働者を雇用する事業主は、行動計画を策定し、「行動計画策定届」を高知県労働局に提出しなければなりません。
- (2) 300人以下の労働者を雇用する事業主は、行動計画を策定し、「行動計画策定届」を高知県労働局に提出するよう努めることとなっています。

事業主が次世代育成支援対策に取り組むことのメリット

- 仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備が行われている企業等の労働者は、モラルが高まり、それによって生産性の向上が期待されます。
- 育児などを理由に退職する労働者が減ることにより、優秀な人材の定着が期待されます。
- 事業主は、雇用環境の整備について適切な行動計画を策定したこと、その行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の要件をみとめず場合は、申請をして高知県労働局の認定を受けることができます。
- 認定を受けると、企業等は認定を受けたことを示す表示（マーク）を広告、商品、求人広告につけることができるようになり、認定を受けた企業等であることを対外的に示すことができます。
こうしたことにより、次世代育成支援に取り組んでいる企業であることが周知され、企業等のイメージアップや、優秀な労働者の確保、定着それにとともなう生産性の向上などが期待されます。

問い合わせ先

高知労働局雇用均等室 ☎ 8 8 5 - 6 0 4 1 ☎ 8 8 5 - 6 0 4 2

生ごみ処理容器 無償貸付及び 生ごみ電動処理機 購入補助について

対象者

- ① いの町に居住し住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている方。
- ② 居住地において生ごみ処理容器・生ごみ電動処理機を設置し維持管理ができる方。
- ③ 生ごみ処理容器・生ごみ処理機から排出される堆肥化物を処理できる方。

対象基数

生ごみ処理容器については1世帯で2基を限度とし、生ごみ電動処理機については1世帯1基とします。
なお、貸付及び補助についてはそれぞれ予算の範囲内によるものとし、超過した場合には抽選により決定いたします。

申請方法

生ごみ処理容器及び生ごみ電動処理機の申請については、環境課又は吾北・本川総合支所ほけん福祉課に申請書がありますので印鑑を持参の上必

要事項を記入して提出してください。（生ごみ電動処理機については見積書を添付してください。）

補助額及び購入方法

生ごみ電動処理機購入補助額は、処理機購入額の半額（100円未満切捨て）とし、30,000円を限度とします。
購入は、いの町指定販売店で購入してください。

生ごみ処理容器の種類

- ① 好気性生ごみ処理容器
- ② 嫌気性生ごみ処理容器

受付期間

8月1日～8月31日

問い合わせ先

環境課

☎ 8 9 3 - 1 1 6 0

吾北総合支所ほけん福祉課

☎ 8 6 7 - 2 3 1 2

本川総合支所ほけん福祉課

☎ 8 6 9 - 2 1 1 4

